



設計施工基準 第3条申請書

この申請書は、保険契約申込にあたり、当該住宅が（株）日本住宅保証検査機構が定める設計施工基準に準拠しがい事項がある場合に、事前に申請していただくものです。審査には時間を要しますので（処理期間7～14日）、余裕をもって申請してください。審査を受けて保険申込みが可能な場合、当社から「確認書」を交付します。

申請日 平成21年 10月 20日

事業者 (メーカー・団体等名)	ALC協会		
届出事業者番号(※1)	電話番号	03-5256-0432	
担当者	氏名	塩出有三	FAX番号 03-5256-0431

※1、建材メーカー・団体等は記入不要です。

準拠しがい事項	該当条文	設計施工基準	9	条	3	項	号
	(準拠しがい事項を記入します) ALCパネルを用いた外壁の仕上材（防水措置）(1)～(5)号						
申請内容 (設計施工基準と同等以上となる理由等を記入します。図面・資料等は、本書に直接記入または別紙を添付してください。)	別紙添付資料 (<input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> 無し)						
	<p>■ALC外壁パネルへのリシン仕上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外装薄塗材E（通称：樹脂リシン、アクリルリシン、陶石リシン） ・可とう形外装薄塗材E（通称：弾性リシン） ・外装薄塗材S（通称：溶液リシン） <p>建築工事標準仕様書・同解説 JASS23吹付け工事に基づく施工を前提とする。</p> <p>上記3種類の仕上塗材は、JASS23において、設計施工基準に示される仕上塗材同様に、ALCパネルが適用下地として認められており、設計施工基準と同等以上の性能と判断できる。</p>						

(以下、JIO記入欄)

確認書

上記申請を確認しました。

株式会社 日本住宅保証検査機構

確認日	2009年 11月 24日	確認番号	J09-1-9-0011
備考欄			

- ①保険契約申込みの際に、本書の写しを提出してください。ただし、申請者が建材メーカー・団体等の場合は不要です。
- ②本書の工法・仕様等について、保険事故が多発する等、保険契約上、継続して引受けることができないと認められる場合には両者協議の上、変更又は取消しを行なう場合があります。